

随意契約の状況		担 当 課 : 学校教育課		
		契 約 日 : 令和7年4月8日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
リーディングスキルテスト実施業務	八雲町児童生徒の「基礎的・汎用的読解力」の把握	令和7年4月8日 ～ 令和7年7月31日	東京都中央区新川2丁目1-4 一般社団法人教育のための科学研究所	1,020,800 (928,000)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
「リーディングスキルテスト」は、一般社団法人教育のための科学研究所が開発したテストであり、唯一の実施機関であることから、「特殊あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とするもので、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難な場合」に該当すると判断されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定に基づき、相手方として選定したものである。				